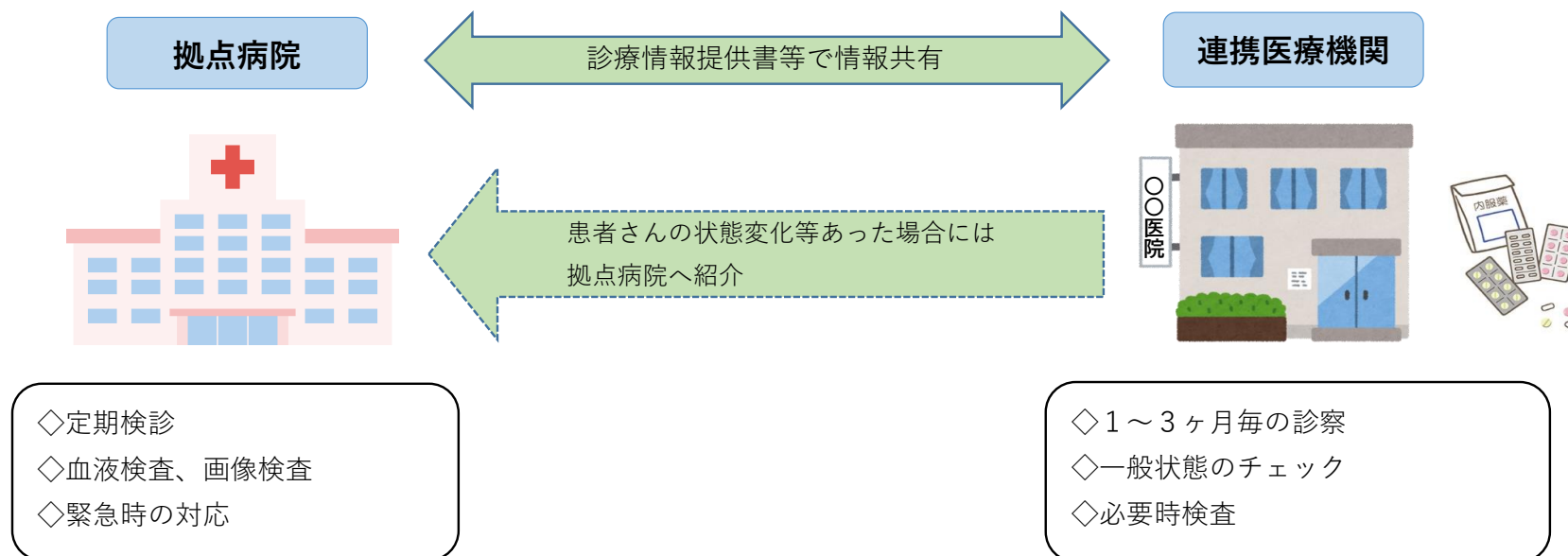


胃がん術後連携パスの診療報酬算定



がん治療連携計画策定料1（750点）1回限り算定可

がんと診断され、初回の治療目的入院における退院時、または退院日から30日以内の外来受診時に、患者から同意が得られ、連携医療機関へ文書にて情報提供した場合に算定可能

がん治療連携計画策定料2（300点）1回／月算定可

がん治療連携指導料を算定している患者について、状態の変化等に伴い連携医療機関から拠点病院へ紹介され、診療し治療計画を変更した場合に算定可能

がん治療連携指導料（300点）1回／月算定可

がん治療連携計画策定料が算定されている場合のみ、がん治療連携指導料を算定することができます。

「術後連携パスのための診療情報提供書」または診療情報提供書にて拠点病院へ情報提供した場合に算定可能